

認定日本語教育機関の認定に係る各要件と関係法令・規程の整理

番号	項目一覧
設置者の要件等	
<u>1</u>	日本語教育機関を運営するための経済的基礎を有すること
<u>2</u>	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）
<u>3</u>	社会的信望を有すること（法人の場合は認定を受けようとする日本語教育機関の経営担当役員）
<u>4</u>	欠格事由のいずれにも該当しないこと
<u>5</u>	情報を公表するための体制の整備
<u>6</u>	点検・評価及び結果を公表するための体制の整備
<u>7</u>	帳簿の備付け等
<u>8</u>	学則
基本組織	
<u>9</u>	日本語教育課程の実施以外の業務を行う場合には、日本語教育を実施するための基本組織を置くこと
教員及び職員の体制	
<u>10</u>	校長
<u>11</u>	副校長
<u>12</u>	主任教員
<u>13</u>	校長と主任教員を同じ者が担当する場合
<u>14</u>	校長と主任教員がともに授業を担当する場合
<u>15</u>	教員
<u>16</u>	教員数
<u>17</u>	担当授業数
<u>18</u>	事務を統括する職員
<u>19</u>	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修
日本語教育課程	
<u>20</u>	目的及び目標
<u>21</u>	修業期間
<u>22</u>	始期及び終期
<u>23</u>	1年間の授業期間
<u>24</u>	授業時数等
<u>25</u>	単位時間
<u>26</u>	日本語教育課程
<u>26(1)</u>	教育課程編成の考え方
<u>26(2)</u>	教育課程の到達目標・到達レベル
<u>26(3)</u>	修業期間・学習時間
<u>26(4)</u>	レベル設定及び学期
<u>26(5)</u>	学習内容
<u>26(6)</u>	授業科目
<u>26(7)</u>	教材等
<u>26(8)</u>	学習成果の評価

<u>27</u>	生徒の数
<u>28</u>	授業の方法
<u>29</u>	入学者の募集
<u>30</u>	入学者の日本語能力等の確認
<u>31</u>	修了の要件
学習上及び生活上の支援体制	
<u>32</u>	学習上の支援体制
<u>33</u>	出席管理体制
<u>34</u>	災害等の場合の転学支援等
<u>35</u>	生活指導員担当
<u>36</u>	健康診断
<u>37</u>	在留を継続するための支援体制
<u>38</u>	事業主等との連携体制
<u>39</u>	地方公共団体との連携体制
施設及び設備	
<u>40</u>	位置・環境
<u>41</u>	校地
<u>42</u>	校舎
<u>43</u>	教室
<u>44</u>	設備
<u>45</u>	寄宿舍

○入力用シートの根拠規定

法	日本語教育機関認定法
規	日本語教育機関認定法施行規則
認	日本語教育機関認定基準
告	認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件
確	日本語教育機関の認定に当たり確認すべき事項（R6.10.15改定）
指	認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（R6.10.15改定）
ガ	出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン
QA	よくある質問集
施行通知	日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律等の施行について
【留学】	留学のための課程
【就労】	就労のための課程
【生活】	生活のための課程

設置者の要件等		
1	項目	日本語教育機関を運営するための経済的基礎を有すること
	根拠規定	法2条3項1号ロ(1) / 確1(1)イ～ハ
	様式・添付資料	4-3 / 4-4 / 4-5 / 4-6 / 4-7 / (4)決算書・収支予算書 / (5)納税証明書 / (6)預貯金証明書 / (7)認定にかかる日本語教育課程の実施以外の業務の概要
	要件	法2条3項1号ロ(1)
		日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
		確1(1)イ～ハ
		法第2条第3項第1号ロの(1)に規定する「設置者が経済的基礎を有するかどうか」について審査する際は、次の点を確認することとする。 イ 設置者が、当面(1年以上が望ましい)の運用資金を保有しており、かつ、設置者として債務超過の状態となっていないこと。 かつて債務超過の状態となっていた場合には、当面の運用資金を保有していることに加え、債務超過が解消したことが年次決算報告から確認されるとともに、その後も債務超過の状態となっていないことが年次決算報告又は中間決算報告から確認でき、かつ、その間の営業利益が黒字であること。 ロ 設置者が、生徒の募集や入学手続きの支援等のために第三者に仲介料等の費用を支払っている場合、安定かつ継続して質の高い日本語教育課程を実施する観点から、生徒一人当たりについて支払う当該費用の額が、日本語教育機関が生徒から徴収する授業料等の額と比較して、相当程度高額でないこと。 ハ 設置者が日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を経営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。その際、日本語教育機関としての収益は日本語教育機関の経営に充てられることが基本であり、他の事業等に充てられる場合には、日本語教育機関の運営に支障がないか個別の事情を慎重に審査すること。
2	項目	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること(法人の場合、経営を担当する役員)
	根拠規定	法2条3項1号ロ(1) / 確1(1)イ～ハ
	様式・添付資料	3 / 4-1 / 4-2 / 4-7 / (8)事業計画書 / (10)雇用証明書
	要件	法2条3項1号ロ(2)
		日本語教育機関を経営するために必要な知識又は経験を有すること(法人にあっては、認定を受けようとする日本語教育機関の経営を担当する役員が、当該知識又は経験を有すること。)
		確1(2)イ～ニ
		法第2条第3項第1号ロの(2)に規定する「設置者が必要な知識又は経験を有するかどうか」について審査する際は、次の事項等を含む適正な事業運営を行うために必要な日本語教育に関する総合的な識見及び財務・経営上の知識等を確認することとする。 イ 明確な開校理念 ロ 提供する教育内容等に関する経営方針 ハ 適正な組織や施設等を措置する事業計画 ニ 関係する法令や政策文書(日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的(第1条)や理念(第3条)等を含む。)への理解
		確2(1)⑫ / 確3(1)⑫
		各認定日本語教育機関が目的とする日本語教育の実現のため、教員はすべて設置者及び校長の指揮命令下で、それらの者と連携して組織的な教育活動に従事する必要があることから、教員と設置者との間にこれを可能とする契約が締結されることを確認することとする。

3	項目	社会的信望を有すること（法人の場合は認定を受けようとする日本語教育機関の経営担当役員）
	根拠規定	法2条3項1号ロ(3) / 確1(3)
	様式・添付資料	4-1 / 4-2 / (1) 定款等
	要件	法2条3項1号ロ(3) 社会的信望を有すること（法人にあっては、認定を受けようとする日本語教育機関の経営を担当する役員が、社会的信望を有する者であること。）。 確1(3)イ～ヌ 法第2条第3項第1号ロの(3)に規定する「設置者が社会的信望を有するかどう か」について審査する際は、設置者が、次のいずれにも該当していないことを確認することとする。（様式4-1(その2)、4-2で誓約している事項）
4	項目	欠格事由のいずれにも該当しないこと
	根拠規定	法2条4項
	様式・添付資料	4-1
	要件	法2条4項 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 二 第十四条第一項又は第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないものを含む。） 三 法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
5	項目	情報を公表するための体制の整備
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認9条 / 法3条1項 / 規4条
	様式・添付資料	8 / (31) 情報公開の概要がわかる書類
	要件	法3条 認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）の設置者は、日本語教育課程の授業科目及びその内容、生徒、教員及び職員の数、授業料その他の当該認定日本語教育機関における学習の環境に関する基本的な情報として文部科学省令で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により、日本語で公表しなければならない。 規4条 法第三条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 認定日本語教育機関（法第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 認定日本語教育機関の名称及び所在地 三 日本語教育課程の授業科目及びその内容 四 生徒、教員及び職員の数 五 授業料その他の認定日本語教育機関が徴収する費用 六 学則 認9条 認定日本語教育機関は、法第三条第一項の規定による情報の公表並びに法第八条第一項の規定による点検、評価及び結果の公表を行うために必要な体制を整備しなければならない。

6	項目	点検・評価及び結果を公表するための体制の整備
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認9条 / 法8条1項 / 規7条 / 【留学】確2(1)⑩、【就労・生活】確3(1)⑩
	様式・添付資料	8 / (32)点検評価の実施概要がわかる書類
	要件	法8条 認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により、日本語で公表しなければならない。 規7条 認定日本語教育機関は、法第八条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、次に掲げる項目を設定するとともに、毎年一回以上、適当な体制を整えて行わなければならない。 一 認定日本語教育機関の目的及び目標の達成状況に関すること。 二 教員及び職員の組織運営に関すること。 三 施設及び設備に関すること。 四 日本語教育課程の編成及び実施に関すること。 五 卒業の認定及び学習の成果に関すること。 六 生徒への学習上及び生活上の支援に関すること。 七 教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。 八 財務に関すること。 認1条 認定日本語教育機関は、この省令で定める認定基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、法第八条第一項の点検及び評価の結果を踏まえ、日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）について不断の見直しを行うことにより、その水準の維持向上を図ることに努めなければならない。 認9条 認定日本語教育機関は、法第三条第一項の規定による情報の公表並びに法第八条第一項の規定による点検、評価及び結果の公表を行うために必要な体制を整備しなければならない。 【留学】確2(1)⑩、【就労・生活】確3(1)⑩ 認定基準第9条に基づき点検及び評価を行うために必要な体制を整備するに当たっては、責任者の配置や評価委員会等の内部質保証体制を整えた上で、根拠に基づいた点検及び評価を実施するルールの方策等適切な体制が整理されていることを確認することとする。 施行通知第3の2(5) 施行規則第7条第8号の「財務に関すること」を評価するに当たっては、入学者の募集や生徒の入学手続の支援等を行う者に対して支払った仲介手数料等の手数料の適正性についても評価を行う必要があること。特に、安定かつ継続して質の高い日本語教育課程を実施する観点から、生徒一人当たりについて支払う仲介手数料等の費用の額は、日本語教育機関が生徒から徴収する授業料等の額と比較して、相当程度高額でないこと。 規8条(努力規定) 認定日本語教育機関は、その教育水準の向上に資するため、法第八条第一項の点検及び評価に加え、当該認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、定期的に、日本語教育について相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

7	項目	帳簿の備付け等	
	根拠規定	法10条 / 規10条	
	様式・添付資料	8	
	要件	法10条	
		認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関の運営状況について、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。	
8	項目	規10条	
		法第十条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする（留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、第七号に掲げる事項を除く。）。	
		一 日本語教育課程の日課、教材一覧及び日ごとの活動状況	
		二 教員及び職員の氏名、履歴、出勤状況並びに担当学級又は担当の授業科目及び時間表	
	要件	三 生徒の学習の状況の記録及び出席状況	
		四 入学者の募集、選考及び成績考查に関する事項	
		五 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況	
		六 資産、出納及び経費の予算決算並びに図書、機械器具その他の教具の目録に関する事項	
	項目	七 生徒の健康の状況、医師その他の生徒の健康の保持増進に従事する者の勤務状況及び生徒の健康診断の実施状況	
		2 法第十条の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。ただし、前項第三号の生徒の学習の状況の記録のうち入学、卒業等の学籍に関するものについては、その保存期間は、記載の日から二十年間とする。	
	要件		
8	項目	学則	
	根拠規定	法2条2項3号 / 規1条3項9号、規2条	
	様式・添付資料	(29)学則	
	要件	規2条	
		学則中には、少なくとも、次に掲げる事項（留学のための課程を置かない日本語教育機関にあっては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。	
	項目	一 日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項	
		二 教育課程及び授業日時数に関する事項	
		三 学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項	
		四 収容定員に関する事項	
	要件	五 教員及び職員の体制に関する事項	
		六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項	
		七 授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項	
		八 賞罰に関する事項	
	項目	九 寄宿舎を置く場合には、寄宿舎に関する事項	
		十 健康診断に関する事項	
	要件	施行通知第3の2(1)	
		学則において、施行規則第2条第7号に規定する「授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項」を定める際は、必要に応じて別表等を用いながら、授業料等の金額や、返還ルールの詳細（どのような場合に、どのような手続でいくら返還されるのか等）が生徒に分かるように定める必要があること。	

基本組織		
9	項目	日本語教育課程の実施以外の業務を行う場合には、日本語教育を実施するための基本組織を置くこと
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認3条
	様式・添付資料	2
	要件	認3条
		認定日本語教育機関は、日本語教育課程の実施以外の業務を行う場合には、日本語教育を実施するための基本となる組織（次項において「基本組織」という。）を置かなければならない。 2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。
		施行通知第4の2（1）
		基本組織は、大学や専門学校等の日本語教育課程以外の課程を置く機関について、例えば、留学生別科や日本語学科等の認定の対象となる日本語教育課程を実施する組織の設置を求めるものであること。

教員及び職員の体制		
10	項目	校長
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認4条2項 / 【留学】確2(1)①②③④、【就労・生活】確3(1)①②③④
	様式・添付資料	6-1 / 6-3 / 6-4 / (10)雇用証明書 / (11)最終学歴
	要件	認4条2項 認定日本語教育機関には、当該認定日本語教育機関の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する者として、校長を置かなければならない。 2 校長となることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。 一 認定日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として五年以上従事した者であること。 二 法第十七条第二項各号のいずれにも該当しない者であること。 三 校長としてふさわしい社会的信望を有すること。 【留学】確2(1)① 校長(呼称は問わない)について、認定基準第4条第2項第1号前段の「認定機関の運営に必要な識見」を審査する際は、次の点を確認することとする。 イ 関係法令に関する識見があるか(日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的(第1条)への理解や、関係する政策文書への理解を含む。) ロ 職員の人事管理に関する事務の識見があるか(職員の配置や分掌を指し、設置者の行う採用等ではない。) ハ 生徒管理に関する事務の識見があるか ニ 施設・設備の保安全管理に関する事務の識見があるか ホ その他日本語教育機関の運営に関する事務の識見があるか(日本語教育機関に限らない教育機関の運営に関する事務の見識に基づき確認。) 【留学】確2(1)② 校長について、認定基準第4条第2項第1号後段の「教育に関する業務」の経験を確認する際は、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校(専修学校及び各種学校を含む。)の教員としての経験のみならず、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校の経営者や理事、総務課長など教員以外の役職、学生管理・生活指導も含め、国内での業務経験に限らず確認を行う。なお、学校ではない保育所や学習塾などは、教育に関する業務とは認められない。 【留学】確2(1)③ 必ずしも、校長・副校長のどちらか若しくは両方が常勤である必要はないが、どちらか若しくは両方が常勤でない場合は、校長と副校長の連携等適切な管理体制の整備が行われているか確認することとする。この際、常勤とは、認定日本語教育機関で教育活動が実施されている時間のうち校長・副校長が勤務している時間や業務内容の実態から判断する。 【留学】確2(1)④ 認定基準第4条第2項第3号、第5条第2項第5号及び第8条第2項第2号にそれぞれ規定する校長、主任教員及び事務を統括する職員の「社会的信望を有すること」については、1(3)の各号の点について確認することとする。(様式6-4(その1)で誓約している事項) 【就労・生活】確3(1)①②③④ (【留学】課程を置く日本語教育機関についての内容以外の記載抜粋) 3(1)①「諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」(第1条)への理解」を確認する。 3(1)②「公民館等の社会教育施設、職業能力開発校等の職業教育施設、保育所等、広く教育機関に関する経験も含め」る。 3(1)③「例えば、校長・副校長としての週の所定労働時間が30時間以上であることなど」の実態から判断する。

11	項目	副校長
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認4条3項 / 【留学】確2(1)①②③④、【就労・生活】確3(1)①②③④
	様式・添付資料	6-1 / 6-3 / 6-4 / (10)雇用証明書 / (11)最終学歴
	要件	認4条3項 認定日本語教育機関の校長が他の認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合には、それぞれの認定日本語教育機関に、校長を助け、命を受けて当該認定日本語教育機関の業務をつかさどる者として、副校長（前項各号のいずれにも該当する者に限る。）を置かなければならない。ただし、校長が隣地に立地する認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合は、この限りでない。
12	項目	主任教員
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認5条2項 / 【留学】確2(1)④⑤、【就労・生活】確3(1)④⑤ / 【経過措置】認附則2条
	様式・添付資料	6-1 / 6-3 / 6-4 / (10)雇用証明書 / (11)最終学歴 / (12)科目の履修状況 / (13)検定合格、養成機関修了 / (14)他校での在職証明
	要件	認5条2項 認定日本語教育機関には、日本語教育課程を担当する教員（以下「教員」という。）のうちから、教育課程の編成及び他の教員の指導に当たる者として、主任教員を置かなければならない。 2 主任教員となることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。 一 教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び技能を有すること。 二 当該認定日本語教育機関の本務等教員（日本語教育課程の編成その他の日本語教育課程に係る業務について責任を担う教員であって、専ら当該日本語教育課程を置く認定日本語教育機関の教育に従事するもの又はこれに相当する業務を担当し、かつ、本務として当該日本語教育課程を置く認定日本語教育機関の教育に従事するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）であること。 三 認定日本語教育機関において、本務等教員として日本語教育に三年以上従事した経験を有すること。 四 当該認定日本語教育機関が就労のための課程又は生活のための課程を置く場合には、外国人を雇用する事業主、地方公共団体その他の関係者との連携体制の整備に必要な知識及び経験を有すること。 五 主任教員としてふさわしい社会的信望を有すること。 【留学】確2(1)④ 認定基準第4条第2項第3号、第5条第2項第5号及び第8条第2項第2号にそれぞれ規定する校長、主任教員及び事務を統括する職員の「社会的信望を有すること」については、1（3）の各号の点について確認することとする。（様式6-4(その1)で誓約している事項） 【留学】確2(1)⑤ 主任教員について、認定基準第5条第2項第1号の「教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び技能を有すること」については、日本語教育課程、教員の研修計画、そのほか生徒への日本語教育に関する学習指導について、他の教員の監督を行うにふさわしい知識・技能を有するかどうか確認することとする。 【就労・生活】確3(1)④⑤ （【留学】課程を置く日本語教育機関についての内容以外の記載抜粋） 3(1)⑤「特に生活・就労分野の課程を設置する認定機関の主任教員として、企業や自治体等と連携した日本語教育課程の編成などコーディネーターとしての知識・技能を有することを確認することとする。」 【就労・生活】施行通知第4の2（2） 就労のための課程又は生活のための課程を置く機関においてこれらの課程を担当する主任教員については、日本語教育課程の編成等に当たり、企業や地方公共団体等と連携し、そのニーズを踏まえるコーディネーターとしての役割が求められること。

13	項目	校長と主任教員を同じ者が担当する場合
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認4条1項、認5条1項 / 【留学】確2(1)⑥、【就労・生活】確3(1)⑥
	様式・添付資料	2 / 6-1 / 10-5
	要件	【留学】確2(1)⑥、【就労・生活】確3(1)⑥ 校長と主任教員に求められる業務内容の違い及びそれぞれが果たす役割の重要性に鑑み、校長と主任教員はそれぞれ別の者が担うことを基本として確認する。各機関の事情により校長と主任教員を同じ者が担当する場合には、同一の者が校長と主任教員を兼務しなければならない事情の妥当性を慎重に審査する。具体的には、⑨の上限の目安を踏まえることはもとより、当該者は基本的に授業を担当しないこととすることや、担当するとしても数コマに限るなど、校長と主任教員に求められる役割が十全に果たされる配慮がなされているか確認することとする。
14	項目	校長と主任教員がともに授業を担当する場合
	根拠規定	法2条3項2号イ / 【留学】確2(1)⑦、【就労・生活】確3(1)⑦
	様式・添付資料	10-4
	要件	【留学】確2(1)⑦、【就労・生活】確3(1)⑦ 校長と主任教員がともに授業を担当する場合、機関の管理や危機管理等の観点から、原則として両者が同時刻の授業を担当しないことや、やむを得ず同時刻の授業を担当する場合にはその時間帯に危機管理等を担える体制を備えていることを確認することとする。
15	項目	教員
	根拠規定	法2条3項2号イ / 法7条 / 【経過措置】法附則2条 / 規附則2条
	様式・添付資料	6-1 / 6-3 / (11)最終学歴 / (12)科目の履修状況 / (13)検定合格、養成機関修了 / (14)他校での在職証明
	要件	法7条 認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する教員は、第十七条第一項の登録を受けた者でなければならない。
		【経過措置】法附則2条 令和十一年三月三十一日までの間における第七条及び第十四条第二項の規定の適用については、第七条中「受けた者」とあるのは「受けた者又はこれに準ずるものとして文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有する者」と、同項第二号中「受けた者」とあるのは「受けた者及び第七条の文部科学省令で定める資格又は実務経験を有する者」とする。 【経過措置】規附則2条 法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格又は実務経験は、次の各号のいずれかとする。 一 第六十七条第一項各号に掲げる科目についての四百二十単位時間以上（一単位時間は四十五分以上とする。次条及び附則第四条において同じ。）の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。 二 大学（外国の大学を含む。第四号及び附則第五条を除き、以下同じ。）において第六十七条第一項各号に掲げる科目の単位を合わせて二十六単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。 三 昭和六十二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格したこと。 四 平成三十一年四月一日以後において、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関（次条及び附則第四条において「告示機関等」という。）において一年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。 ※ 「文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）」とは、就労・生活の認定課程の前身を指す。

		施行通知第3の2(7) 経過措置の要件のうち、附則第2条第4号等に規定する「1年以上日本語教育課程を担当した経験」については、1年以上の雇用期間があり、かつ、平均して週1回以上授業を担当していた経験を指し、複数の日本語教育機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たすこと。ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含め得ること。 施行通知第4の2(3) 本務等教員とは、日本語教育課程に係る業務について責任を担い、かつ、専ら認定日本語教育機関の教育に従事する教員又はこれと相当する業務を担当し本務として認定日本語教育機関の教育に従事する教員であり、基本的にはいわゆる専任教員や本務教員である必要があること。この際、責任を担うとは、必ずしも教育課程の編成の責任者（通常は1人であると想定される。）であることを求めるものではなく、例えば、教育課程の編成会議の構成員である等日本語教育課程に係る業務に直接的かつ実質的に参画する教員であること。また、専任又は本務であることについては、各機関で授業を含む業務が実施される日数や時間数と比較し、各教員の勤務実態が専ら又は本務として勤務しているかどうかが判断することとなるため、雇用形態については必ずしもフルタイムやいわゆる正社員としての雇用に限られるものではないこと。他方で、仮に担当する授業時数が多数である場合や、フルタイムでの勤務である場合であっても、例えば、指示を受けて授業を実施するのみで教育課程の編成に一切関与しないような場合には、本務等教員の要件を満たさないこと。また、例えば、仮にフルタイムやいわゆる正社員として雇用される教員が極端に少ないか、いない場合には、日本語教育課程やその他の業務を含む機関全体の管理の責任を一般には適切に担えないものと想定されるため、個々の教員の勤務状況や雇用形態等のみでなく、機関全体としての体制として不適切と判断される場合もあり得ること。
16	項目	教員数
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認6条 / 【留学】確2(1)⑧、【就労・生活】確3(1)⑧
	様式・添付資料	2/ 6-1 / (10)雇用証明書
	要件	認6条 認定日本語教育機関における教員の数は、当該認定日本語教育機関に置かれる第十六条第一項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数（就労のための課程又は生活のための課程にあっては、同時に授業を行う生徒の数。次項において同じ。）二十人につき一人以上でなければならない。ただし、当該認定日本語教育機関における教員の数は、三人を下回ることはできない。 2前項の規定により認定日本語教育機関に置かななければならない教員の数のうち、日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数四十人につき一人以上は、本務等教員（専ら当該認定日本語教育機関における教育に従事する校長又は副校長が教員を兼ねる場合には、当該校長又は副校長を含む。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、当該認定日本語教育機関（大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）又は専門学校（専修学校（同法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）であって、専門課程（同法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）を置くものをいう。第二十条第二項第一号及び第二号において同じ。）であって、教員以外の者が日本語教育課程に係る業務について責任を担うものを除く。）における教員の数のうち、本務等教員の数は、二人を下回ることはできない。 【留学】確2(1)⑧ 認定基準第5条第2項第2号の「本務等教員」は、当該認定日本語教育機関の日本語教育課程に関する業務を行うことを本務としている教員をいうため、2つ以上の認定日本語教育機関で本務等教員となっていないことを確認することとする。また、本務等教員であるかどうかについては、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容、他の職業に就いているか否か、就いている場合はその業務の量及び内容などによって総合的に判断し、確認することとする。

		【就労・生活】確3(1)⑧ (【留学】課程を置く日本語教育機関についての内容以外の記載抜粋) 3(1)⑧「就労のための課程や生活のための課程の実施形態に鑑み、1人の教員がどうしても2つ以上の認定日本語教育機関で本務等教員(就労のための課程又は生活のための課程を担当する者に限る。)となる場合には、地域内で他に本務等教員が確保できない等のやむを得ない事情があり、かつ、各機関での日本語教育課程の実施状況が週1回程度等で他の本務等教員との連携等により日本語教育課程の実施に支障がない特別の事情があると認められることを確認することとする。」 「就労のための課程や生活のための課程については、週1回や平日夜間1コマのみ等の様々な実施形態があり、日本語教育課程の編成や実施が適正に行われることが確認できれば、本務等教員の雇用形態や勤務時間は多様な実施形態に応じたものを可能とする。」
17	項目	担当授業数
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認7条 / 【留学】確2(1)⑨、【就労・生活】確3(1)⑨
	様式・添付資料	6-1 / 10-4 / 10-5
	要件	認7条 各教員の一週間当たりの担当授業時数は、その指導の経験及び各認定日本語教育機関における職務の内容に応じて適切に定めなければならない。この場合において、当該一週間当たりの担当授業時数は、二十五単位時間を超えてはならない。 【留学】確2(1)⑨、【就労・生活】確3(1)⑨ 認定基準第7条に規定する教員1人当たりの担当授業時数については、指導経験や職務内容の状況により、質の確保の観点から適正な時数であるか、最大限次の上限を目安に確認することとする。 イ 日本語指導歴1年以上の教員 25単位時間 ロ 日本語指導歴1年未満の教員 20単位時間 ハ 校長、副校長又は主任教員 20単位時間 ニ 校長又は副校長と主任教員を兼ねる者 10単位時間
18	項目	事務を統括する職員
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認8条2項2号 / 【留学】確2(1)④、【就労・生活】確3(1)④
	様式・添付資料	2 / 6-2 / 6-5 / (10)雇用証明書
	要件	認8条 認定日本語教育機関には、職員のうちから、事務を統括する職員を置かなければならない。 2 事務を統括する職員となることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。 一 認定日本語教育機関に関する事務を統括するのに必要な知識、技能及び経験を有すること。 二 事務を統括する職員としてふさわしい社会的信望を有すること。 【留学】確2(1)④、【就労・生活】確3(1)④ 認定基準第4条第2項第3号、第5条第2項第5号及び第8条第2項第2号にそれぞれ規定する校長、主任教員及び事務を統括する職員の「社会的信望を有すること」については、1(3)の各号の点について確認することとする。(様式6-4(その1)で誓約している事項)
19	項目	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修
	根拠規定	法2条3項2号イ / 認10条 / 【留学】確2(1)⑪、【就労・生活】確3(1)⑪
	様式・添付資料	6-7
	要件	認10条 認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施するために必要な体制を整備しなければならない。 【留学】確2(1)⑪、【就労・生活】確3(1)⑪ 認定基準第10条「組織的かつ計画的な研修を実施するために必要な体制」について、機関内外での研修に加え、OJTを含む年間研修計画や、キャリア形成を図るための系統的・段階的な人材育成計画があるか確認することとする。

日本語教育課程		
20	項目	目的及び目標
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認16条 / 【留学】確2(3)①
	様式・添付資料	10-1 / 10-2 / (24)入学案内(募集要項) / (25)機関案内(パンフレット等)
	要件	認16条 認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならない。 一 主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校の専門課程（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。 二 主として我が国において就労する者に対し、就労に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前号に掲げるものを除く。）を行うこと。 三 我が国に居住する者に対し、日常生活に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前二号に掲げるものを除く。）を行うこと。 2 認定日本語教育機関は、一以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置かなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、一以上の自立して日本語を理解し、使用することができる水準の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置くことをもって足りる。 【留学】確2(3)① ※【就労・生活】は同旨規定なし 認定基準第16条第1項の大学等において教育を受けることを目的に日本語教育を受けることを希望する者を対象とした課程については、修業期間や想定する具体の進学先にかかわらず、日本語能力の到達目標がB2相当以上であることを確認することとする。なお、認定基準第22条第3項に定める各活動においてB2相当に満たないものがある場合であっても、課程としての日本語能力の到達目標がB2相当以上かどうかを総合的に判断することとする。
21	項目	修業期間
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認17条 / 告4条 / 【留学】確2(3)②④
	様式・添付資料	2 / 10-1 / (29)学則
	要件	認17条 留学のための課程の修業期間は、一年以上でなければならない。ただし、文部科学大臣が別に定める特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、六月以上とすることができる。 2 就労のための課程及び生活のための課程の修業期間は、当該日本語教育課程の目標を勘案して適切に定めなければならない。 告4条 認定基準第十七条第一項の特別の事情は、次のいずれにも該当する日本語教育課程を設置する場合とする。 一 一以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とした修業期間一年以上の日本語教育課程を設置する認定日本語教育機関が設置する課程であること。 二 高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とする課程であること。 三 生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であると認められる認定日本語教育機関が設置する課程であること。 【留学】確2(3)② ※【就労・生活】は同旨規定なし 認定基準第17条ただし書の修業期間が6月以上（1年未満）の課程について、当該課程が目標とする日本語能力をはじめ、当該課程で習得させることとしている知識・技能を身に付けさせ、短期間で当該課程の目的が達成されるために十分な教育内容となっているか、確認することとする。

		【留学】確2(3)④ ※【就労・生活】は同旨規定なし 修業期間が1年未満の場合や1年を超える場合、認定基準第19条に規定する授業期間や同令第20条第1項に規定する授業時数について、1年に換算した場合に必要な期間や時数が定められているか確認することとする。
22	項目	始期及び終期
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認18条 / 【留学】確2(3)③
	様式・添付資料	2 / (24)入学案内(募集要項) / (29)学則
	要件	認18条 日本語教育課程の修業期間の始期及び終期は、校長が定める。 2 留学のための課程に係る前項の修業期間の始期は、年四回以内としなければならない。 3 留学のための課程であって、大学等において教育を受けること又は我が国において就職することを目的として我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育を行うことを目的とするものに係る第一項の修業期間の終期は、大学等の入学の時期又は就職の時期を勘案して適切に定めなければならない。 【留学】確2(3)③ ※【就労・生活】は同旨規定なし 認定基準第18条第1項及び第2項に規定する修業期間の始期に関し、定められた始期以外には入学者の募集を行わないこととしていることを確認することとする。
23	項目	1年間の授業期間
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認19条
	様式・添付資料	10-1 / (29)学則
	要件	認19条 留学のための課程にあっては、一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。
24	項目	授業時数等
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認20条 / 【留学】確2(3)⑤
	様式・添付資料	2 / 10-1 / 10-2 / 10-3 / 10-4 / (29)学則
	要件	認20条 留学のための課程の授業時数は、一年間にわたり七百六十単位時間以上としなければならない。ただし、第十七条第一項ただし書の規定により修業期間を一年未満とする場合には、その修業期間に応じて授業時数を減ずることができる。 2 生徒に日本語教育課程の授業科目以外の授業科目であって、次のいずれにも該当するものを履修させる場合は、当該授業科目の授業時数を前項本文に規定する授業時数に百六十単位時間まで算入することができる。 一 当該生徒が在籍する大学又は専門学校の設置者が、当該大学又は専門学校について法第二条第一項の認定を受け、かつ、当該大学又は専門学校が開設するものであること。 二 大学又は専門学校における学修に必要な日本語能力の向上に資するものであること。 三 当該生徒が履修する日本語教育課程との整合性及び連続性が確保されているものであること。 四 法第十七条第一項の登録を受けた者が補助者として生徒の学習上の支援を行うこと。 3 留学のための課程における一週間当たりの授業時数は、二十単位時間以上としなければならない。 4 留学のための課程における授業は、午前八時から午後六時までの間に行われることを原則とする。 5 就労のための課程及び生活のための課程の授業時数は、次の各号に掲げる当該日本語教育課程が目標とする日本語能力に応じ、それぞれ当該各号に定める授業時数以上としなければならない。 一 他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力百時間 二 基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力二百時間 三 自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力三百五十時間

		認23条 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関が置く就労のための課程又は生活のための課程に在籍する生徒のうち、当該生徒の目的及び日本語能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、第二十条第五項及び前条第三項の規定にかかわらず、特別の日本語教育課程によることができる。 2 前項の特別の日本語教育課程の編成に当たっては、当該認定日本語教育機関が置く就労のための課程又は生活のための課程の授業科目又はその一部により体系的に編成するものとする。
		【留学】確2(3)⑤ 大学や専門学校である認定機関が、認定基準第20条第2項に規定する日本語教育課程の授業科目以外の授業科目を実施する場合には、生徒が当該授業科目等を履修するために支障のない日本語能力を有することを要件とするとともに、特にB2相当に満たない日本語能力の生徒に履修させる場合には、登録日本語教員が常に支援に当たることができる体制としていることを確認することとする。
25	項目	単位時間
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認21条
	様式・添付資料	2 / 10-1 / (29)学則
	要件	認21条
		留学のための課程における一単位時間は、四十五分以上とする。
26	項目	日本語教育課程
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認22条 / 【留学】確2(3)⑥、【就労・生活】確3(3)① / 【留学】指5-2(1)～(8)、【就労】指5-3(1)～(8)、【生活】指5-4(1)～(8)
	様式・添付資料	10-1 / 10-2 / 10-3 / 10-4 / 10-5 / (23)授業科目の内容を示す資料(シラバス等)
	要件	認22条 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程の目的及び目標に応じ、かつ、生徒の日本語能力に応じて適切な授業科目を体系的に開設しなければならない。 2 前項の授業科目は、当該授業科目を担当する能力を有する教員により、適切な教材を用いて教授されなければならない。 3 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程において、生徒に対し、次に掲げるすべての活動を行わせなければならない。 一 日本語を聞く活動 二 日本語を読む活動 三 日本語を用いて他者と口頭でやり取りする活動 四 日本語を用いて他者に口頭で発表する活動 五 日本語を用いて書く活動 4 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程における学習（授業時間外に必要な学習を含む。）に支障のない範囲内で、生徒に対し、専門教育、職業教育その他の日本語教育以外の事項に関する授業を行うことができる。
		【留学】確2(3)⑥、【就労・生活】確3(3)① 認定基準第22条や第28条等の授業科目や修了要件に関する基準への適合性の確認は、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」に基づき行うこととする。

26(1)	項目	教育課程編成の考え方
	要件	【留学】指5-2(1) ○ 留学分野においては、大学や専門学校等の高等教育機関（以下「大学等」という。）で教育を受けるための日本語能力を身に付けたり、我が国での就労を希望するのに必要となる日本語能力を身に付けたり、又は自己研さんとして日本語能力を向上させたりするなど多様で幅広い目的を踏まえ、学習者（生徒）の目標や進路目的に沿った教育内容を行うことを目的とする。 ○ 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、特色に照らし、当該教育課程において主に対象とする学習者（生徒）の学習目的や特性等を踏まえた、適切な教育内容、特に、学習者（生徒）が希望する進路に送り出すために、必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。 ○ 単に知識を増やすことや試験に合格することを目標にするのではなく、大学等における専門教育への移行を目的とした教育内容を設定する教育課程や、企業への就職を目指す教育課程の場合は、特に、学習者（生徒）が目的とする進路への円滑な接続を目指すために必要となる言語的な知識や技能に加え、学習者（生徒）が自ら、自分を取り巻く社会や学術的な話題に関心を持ち、情報の適切な取捨選択や、多角的な視点で考え発信することなど、進路先で主に求められる日本語能力を到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む。 ○ 教養や自己研さんを目的とした教育課程も含め、各教育課程における設置目的にかかわらず、日本語を使って様々な課題を解決する能力や、自律的に学習する能力の促進について到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む。 ○ 社会的存在としての学習者（生徒）が協働的に学習する姿勢の醸成についても、当該教育課程の目的に応じて盛り込む。 ○ 教育課程の名称は、学習者（生徒）等が日本語教育機関の選択の際に、教育に関する情報が確認できるよう、必ず主たる目的と修業期間を端的に示した名称とする。その上で、より明確に伝わる工夫を加えた名称にすることができる。
		【就労】指5-3(1) ○ 就労分野においては、我が国での就労、又は就労を希望するために求められる、業種、職種ごとに異なる日本語能力を身に付けることに加え、業務遂行のための課題達成に必要な日本語能力や、就労を通じた自己実現のためのキャリアプランに必要な日本語能力を意識し、自律的に日本語学習を続けることができる能力を育成していくことを目的とする。 ○ 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、特定の業種、職種における指導実績等に照らしつつ、企業、雇用主等の職場や産業界のニーズ、当該教育課程の対象とする学習者（生徒）の学習目的やニーズ、特性、また、就労探索、希望する業種や職種への送り出し、就労継続、キャリアチェンジ等の段階における特性への視点、日本語を使用して国・地域を超えて活躍するグローバル人材の育成への視点も取り入れながら、必要となる日本語能力の向上を目指し、適切かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施する。
		【生活】指5-4(1) ○ 生活分野においては、地域社会で自立した生活を送るための日本語能力を身に付けることに加え、生涯を通じて日本語を学び、学習を自ら管理する力を身に付け、教育課程修了後も自律的に日本語学習を続けることのできる能力を育成していくことを目的とする。 ○ 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、実施する地域の実情に照らし、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）で示されている以下の目標を踏まえる。 日本語を使って以下の事柄ができるようにすることを目標とする。 ・健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること ・自立した生活を送ることができるようにすること ・相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること ・文化的な生活を送ることができるようにすること

26(2)	項目	教育課程の到達目標・到達レベル
	要件	【留学】指5-2(2) ○ 当該教育課程を通して目標とする到達目標と到達レベルを設定する。 ○ 教育課程の到達目標は、別表中の「留学分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）を踏まえ、具体的な言語能力記述文（以下「Can do」という。）で設定する。 ○ その際、これらで示されているCan doを選択するほか、必要に応じて、Can doの一部修正や新たな作成ができる。 ○ 到達目標は、教育課程修了時に学習者（生徒）が身に付けることが望まれる日本語能力を含め設定する。 ○ 当該教育課程が目標とする到達レベルは、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）それぞれの到達レベル、教育課程の設置目的や主たる対象となる学習者（生徒）の背景等を勘案し、総合的に設定する。なお、五つの言語活動それぞれの到達レベルは、当該教育課程の目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合には、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定することを妨げない。
		【就労】指5-3(2) ○ 教育課程の到達目標は、別表「就労分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」のほか、「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」「就労場面における日本語能力：参照表」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）、企業等のニーズを踏まえCan doで設定する。 ○ 適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、必要に応じて、Can doの一部修正や新たな作成ができる。 ○ 当該教育課程が主に対象とする学習者（生徒）のレベルに応じて当該教育課程の開始時点のレベルを設定した上で、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）全てにおいてB1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程を一つ以上置く。 ○ 認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程で、目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合は、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定して実施することを妨げない（特定の言語活動を行わないことを含む。）。 ※ ただし、ごく一部の言語活動で設定した到達レベルと他の言語活動の到達レベルが大きく異なる場合や、当該教育課程の一部のレベルに限定して教育を実施する場合に、到達レベルの示し方が不適切にならないよう留意しなければならない。

		【生活】指5-4(2) ○ 教育課程の到達目標は別表「生活分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）を踏まえ、Can doで設定する。 ○ 適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、必要に応じて、Can doの一部修正や新たな作成ができる。 ○ 当該教育課程が主に対象とする学習者（生徒）のレベルに応じて当該教育課程開始時点のレベルを設定した上で、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）それぞれにおいて、B1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程を一つ以上置く。 ○ 認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程で、目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合は、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定して実施することを妨げない（特定の言語活動を行わないことを含む。）。 ※ ただし、ごく一部の言語活動で設定した到達レベルと他の言語活動の到達レベルが大きく異なる場合や、当該教育課程の一部のレベルに限定して教育を実施する場合に、到達レベルの示し方が不適切にならないよう留意しなければならない。
26(3)	項目	修業期間・学習時間
	要件	【留学】指5-2(3) ○ 留学分野においては、目的と教育効果を考慮し、一定の期間、長期的かつ継続的な学習が可能であることを前提とする。 ○ 主たる対象者の背景や出身国・地域、多様な特性（漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするか、学習目的、学習歴、目標とする進路等）、想定する入学当初の日本語レベルを明確にし、具体的にどのような日本語能力を身に付けるかを踏まえ、当該教育課程が目標とするレベルに到達するために適切かつ必要な修業期間を設定し、十分な学習時間を確保する。 ○ 目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数（原則、1年にわたり760単位時間以上）を維持した上で、別表を参照しつつ、週ごと月ごと等の偏りが無いよう留意しながら適切に設定する。 ○ 学習時間は、修業期間内に最低必要な時間を確保して教育課程を編成するのではなく、進学先での授業、講義、就職する企業での業務に十分対応できること等、先に設定した到達レベル、到達目標を踏まえ、必要かつ適切な学習時間を設定する。 ○ 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。
		【就労】指5-3(3) ○ 修業期間は、設置する各教育課程の目的に照らし適切に定める。認定基準第23条に基づき、個々の学習者（生徒）は目的や目標とする日本語能力に応じて認定を受けた教育課程の修業期間の一部で構成される教育課程を履修することができる。 ○ 目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数を維持した上で、別表を参照しつつ、適切に設定する。ただし、認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程の場合は、学習者（生徒）の目的や日本語能力に応じて適切に定める。 ○ 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。

		【生活】指5-4(3) ○ 修業期間は、設置する各教育課程の目的に照らし適切に定める。認定基準第23条に基づき、個々の学習者(生徒)は目的や目標とする日本語能力に応じて、修業期間の一部を履修することができる。 ○ 目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数を維持した上で、別表を参照しつつ、適切に設定する。ただし、認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程の場合は、学習者(生徒)の目的や日本語能力に応じて適切に定める。 ○ 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者(生徒)の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。
26(4)	項目	レベル設定及び学期
	要件	【留学】指5-2(4) ○ 教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。 ○ 日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、適切な学習期間・学習時間で区切り、レベルを設定する。 ○ 一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、一定の期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時数、学習成果の評価を行う時期を設定する。 ○ レベル設定の際は、レベルの名称は問わないが、「日本語教育の参照枠」のレベル設定に対応させながら設定する。 ○ レベルの設定に当たっては、機関が設定した学期とレベルを連動させて設定することもできる。 ○ 必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系性を担保する。 ○ 留学分野においては、進学や就労の開始時期を踏まえて設けられた終期と、目標とする到達レベルに達する時期とがずれないように留意する。
		【就労】指5-3(4) ○ 教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。 ○ 日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、一定の学習期間、学習時間で適切に区切り、レベルを設定する。 ※ 当該教育課程の修業期間を通して学習することを前提とした場合に加え、認定基準第23条に基づき個々の学習者(生徒)が認定を受けた教育課程の修業期間の一部を履修する教育課程の場合も、その期間に見合った区切りを適切に設ける。 ○ 一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時数、学習成果の評価を行う時期を設定する。 ○ レベル設定の際は、レベルの名称は問わないが、「日本語教育の参照枠」のレベル設定に対応させながら設定する。 ○ 必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系性を担保する。 ○ 「日本語教育の参照枠」の習得レベル基礎段階の言語使用者となるA1レベル相当の修了後、A2レベル相当の習得や、自立した言語使用者としてのレベルであるB1レベル相当以上の学びにつながる設定の在り方を検討し、学習者(生徒)の多様なニーズに対応する。

		【生活】指5-4(4) ○ 教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。 ○ 日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、一定の学習期間・学習時間で適切に区切り、レベルを設定する。 ※ 当該教育課程の修業期間を通して学習することを前提とした場合に加え、認定基準第23条に基づき個々の学習者(生徒)が認定を受けた教育課程の修業期間の一部を履修する教育課程の場合も、その期間に見合った区切りを適切に設ける。 ○ 一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時数、学習成果の評価を行う時期を設定する。 ○ レベル設定の際は、レベルの名称は問わないが、「日本語教育の参照枠」のレベル設定に対応させながら設定する。 ○ 必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系性を担保する。
26(5)	項目	学習内容
	要件	【留学】指5-2(5) ○ 当該教育課程においては、主に対象とする学習者(生徒)が求められる日本語能力や言語活動とⅰ～ⅲを踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。 ⅰ) 日本語能力【必須】 ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動(「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り、発表)」「書くこと)」を盛り込む。 ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略(ストラテジー)能力についても学ぶことができる活動を行う。 ⅱ) 学習を自ら管理する能力【必須】 学習者(生徒)が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。 ⅲ) 推奨される学習内容 ・社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素を学習内容として盛り込む。 例えば、地域の人々を始めとする多様な他者との交流、機関内外を問わず様々な体験の機会を通して、社会について理解を深め、地域社会との関わりを意識し、社会に参加する意欲、姿勢を醸成する機会や時間を設定することが望ましい。 ・当該教育課程の目的や到達目標に照らして、一授業科目として設定するほか、一部の期間・時間で行うものとして扱う場合があるが、実施に当たっては目的、目標、実施方法、評価方法等についてあらかじめ、当該教育課程の教育内容として計画する。
		【就労】指5-3(5) ○ 当該教育課程においては、主に対象とする学習者(生徒)が求められる日本語能力や言語活動とⅰ～ⅲを踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。 ⅰ) 日本語能力【必須】 ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動(「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り、発表)」「書くこと)」を盛り込む。 ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略(ストラテジー)能力についても学ぶことができる活動を行う。 ⅱ) 学習を自ら管理する能力【必須】 学習者(生徒)が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。 ⅲ) 推奨する学習内容 ・就労場面における社会・文化的情報：就労慣行やビジネスマナーなど ・交流・体験活動：職場見学や職業体験、異業種交流など ・総合学習：業界研究、企画についてのプレゼンテーションなど

		【生活】指5－4（5） ○ 当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動とⅰ～ⅲを踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。 ⅰ）日本語能力【必須】 ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。 ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。 ・異文化間能力のほか、日本語学習などに関する意欲、自律的に学習する能力などについても学習目標として定めることが望ましい。 ⅱ）学習を自ら管理する能力【必須】 学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。 ⅲ）推奨する学習内容 社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素を学習内容として盛り込む。例えば、地域の方々との交流、地域イベントなどへの参加、公立図書館等の公共施設の利用や、情報・メディアリテラシーに関すること、公共サービス、民間サービスの利用、防災や健康維持に関すること等に加え、地域が抱える課題などについて考える活動などを盛り込むことが考えられる。
26(6)	項目	授業科目
	要件	【留学】指5－2（6） ○ 教育課程の編成に当たっては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえ授業科目を定める。 ○ 「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。その際、「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う授業科目だけでなく、当該教育課程の目的や目標とする日本語能力に応じて、複数の言語活動を組み合わせた言語活動統合型の授業科目を設置することが望ましい。 ○ 分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な授業科目を設定することもできる。その際、当該授業科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。 ○ 授業科目ごとに、当該教育課程における一授業科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時及び学期開始時と、さらに必要に応じて、学習者（生徒）に説明し共有する。 ○ 各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標はCan doで設定する。
		【就労・生活】指5－3（6） ○ 教育課程の編成においては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえて授業科目を定める。 ○ BⅠ以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程においては、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う授業科目だけでなく、複数の言語活動を扱う言語活動統合型の授業科目の設置についても考慮する。 ※ 認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じた教育課程を編成する場合、特定の言語活動を扱う授業科目を設置する場合もある。 ○ 分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な授業科目を設定することもできる。その際、当該授業科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。 ○ 授業科目ごとに、当該教育課程における一授業科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時等、必要に応じて学習者（生徒）に対し共有する。 ○ 各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標はCan doで設定する。

26(7)	項目	教材等
	要件	【留学】指5-2(7) ○ 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成する。 ○ 各教育課程の目的と学習目標に応じて、専門書や時事に関するテーマを扱ったニュースや新聞等を、著作権法を踏まえた上で可能な限り教材として使用した学習活動を実施する。また、教育内容に関連のある様々な分野の人材(リソースパーソン)を活用した学習活動を実施すること等を推奨する。 ○ 一つの教材を複数のレベルや複数の授業科目にまたがって横断的に使用する場合も、授業科目別の目標、学習内容に照らして適切に使い分けられるよう、使用予定の箇所をあらかじめ明確にする。 ○ 市販教材や独自に作成した教材を使用する際は、著作権を侵害することのないように注意する。
		【就労】指5-3(7) ○ 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。 ○ 各教育課程の目的と学習目標に応じて、業務マニュアルや操作マニュアル、作業の手順書等の業務に関する資料を教材として使用すること、適当なレベルで場面に応じた関連キーワードを盛り込むこと、企業の担当者や技術者などの人材(リソースパーソン)を活用した学習活動を実施すること等を推奨する。 ○ 市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意する。
		【生活】指5-4(7) ○ 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。 ○ 各教育課程の目的と学習目標に応じて、地域の自治体などが発行する広報誌や防災マップや防災アラート、各種申請書、問診票などを活用して学習活動を設計すること、行政担当者や自治体、町内会の役員などの人材(リソースパーソン)を活用する学習活動を実施すること等を推奨する。 ○ 市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意する。

26(8)	項目	学習成果の評価
	要件	【留学】指5-2(8) ○ 各教育課程においては、到達目標、学習目標の設定から学習成果の評価方法、評価項目や評価基準、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。 ○ 学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。 ○ 評価方法は、単元ごとのテストや定期試験に限定せず、必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的評価を授業の目的と照らして適切に組み合わせて、必要な評価ツールを用いる。また、評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。 ○ 学習内容の習得度を測る到達度テストだけでなく、学習者（生徒）のある時点での日本語能力を測る熟達度テストも必要に応じて組み込む。その際、実施の目的や時期、結果の活用方法等をあらかじめ設定し、計画的に実施することが求められる。 ○ 各教育課程において、前述した留学分野の特性等を踏まえた日本語能力の向上のほか、論理的思考力、円滑な人間関係を構築していくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲、自律的に学習する能力などについて目標に組み込んでいる場合は、多様な評価方法を組み合わせて、適切な評価活動を実施する。 ○ 設定した評価の内容、基準等については、事前に教員や学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。 ※ 日本語学習に当たっては、自立した言語使用者として生涯にわたり日本語を学んでいくための自律的な学習の能力の醸成を目指すことも望まれる。そこで、学習を自ら管理する能力の向上を目指す学習活動を組み込むようにし、チェックリストを用いた自己評価、学習目標の設定等、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てるようにすることや、学習の振り返りやポートフォリオ作成等を通して、学習計画を自分に合った方法で管理したり調整したりすることができるようになることを目標とする学習活動を、各教育課程の各レベルにおいて適切な時間を配分した上で実施する。 ※ レベルの到達や教育課程の修了等に求められる成績の判定についても透明性が求められる。各機関においては、教育課程における様々な学習成果の評価の内容と成績の判定との関連性、成績の判定の際の評価の方法や評価基準について適切に定めるとともに、それらが学習者（生徒）に明確に示されていることが求められる。
		【就労】指5-3(8) ○ 各教育課程においては、到達目標、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。 ○ 学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。 ○ 必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的評価を授業の目的と照らして適切に組み合わせて、必要な評価ツールを用いる。また、評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。 ○ 就労を通しての自己実現について考えるなどのキャリア教育の視点、円滑に就労を進めていくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲、自律的に学習する能力などについて学習目標として設定している場合は、多様な評価方法を組み合わせて、適切な評価活動を実施する。 ○ 設定した評価の内容、基準等については、事前に教員・学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。

		【生活】指5-4(8) ○ 各教育課程においては、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。 ○ 学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。 ○ 日本語教師や学習支援者、学習者(生徒)のまわりの人々などによる形成的なフィードバックや自身の学習を管理、調整する能力を育成するための振り返り活動等を重視し、多様な方法を組み合わせた評価活動を学習活動として実施する。評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者(生徒)と評価基準を共有する。 ○ 設定した評価の内容、基準等については、事前に教員・学習者(生徒)と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。 ○ 特段の事情がある場合を除き、外部の大規模試験を利用した日本語能力評価を求めない。
27	項目	生徒の数
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認24条
	様式・添付資料	2 / 10-2 / 10-4
	要件	認24条 認定日本語教育機関は、施設及び設備その他の条件を勘案して、その設置する各日本語教育課程(前条第一項の特別の日本語教育課程を除く。以下この条において同じ。)について、生徒の収容定員数を適切に定めなければならない。 2 認定日本語教育機関が設置する第十六条第一項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数(以下この条において「合計収容定員数」という。)は、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期(第四項において「課程始期」という。)から一年を経過しない間はそれぞれ百人以下としなければならない。 6 認定日本語教育機関が一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、二十人以下でなければならない。ただし、生徒の日本語能力、教室の面積その他の施設及び設備の状況その他教育の質に関する事項に照らして、教育上支障がない場合は、次条第一項の講義により行う授業の生徒の数については、この限りでない。

28	項目	授業の方法
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認25条 / 告5条 / 【就労・生活】確3(2)⑥⑦
	様式・添付資料	9-2 / 10-2 / (20)連携する者との協定書等 / (23)授業科目の内容を示す資料(シラバス等)
	要件	認25条 認定日本語教育機関の授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。 2 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該日本語教育課程の修了に必要な総授業時数の四分の三を超えてはならない。 4 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る第一項の授業を、他の者と連携して、校舎以外の場所で恒常的に履修させることができる。 告5条 認定基準第二十五条第二項の規定により認定日本語教育機関が履修させることができる授業は、次のいずれにも該当するものとする。 一 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの 二 同時かつ双方向に行われるもの 三 認定日本語教育機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたもの 2 認定基準第二十五条第四項の規定により認定日本語教育機関が校舎以外の場所で授業を恒常的に履修させる場合には、次に掲げる要件のすべてに適合しなければならない。 一 当該授業を履修させる校舎以外の場所が、認定基準第十四条に規定する教室の要件を満たしていること。 二 連携する他の者との間で、次の事項を定めた協定を締結すること。 イ 日本語教育課程の編成、法第三条第一項の規定による情報の公表、法第八条第一項の規定による点検及び評価その他の日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。）の実施に関する連携に関する事項 ロ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項 ハ 使用する施設及び設備に関する事項 ニ その他認定日本語教育機関の設置者及び連携する他の者が必要と認める事項 三 授業を認定基準第二十五条第二項に規定する方法により履修させる場合には、当該授業を履修させる校舎以外の場所に補助者を配置し、かつ、視聴覚機器その他の設備を備えること。 【就労・生活】確3(2)⑥ 認定基準第25条第4項の規定により企業や地方公共団体等の他者と連携して、校舎以外の場所で授業を恒常的に行う場合、教室の要件とは、単に面積や机や椅子等の設備があることに留まらず、騒音がないことなど、授業の実施に適した場所であることを確認することとする。 【就労・生活】確3(2)⑦ 認定基準第25条第4項の規定により企業や地方公共団体等の他者と連携して、校舎以外の場所で授業を恒常的に行う場合に、当該他者と設置者との間で締結する協定等については、連携協定、請負契約等、両者間での取り決めをした文書であれば形式は問わないものとして確認することとする。

29	項目	入学者の募集
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認26条
	様式・添付資料	Ⅱ / (24)入学案内(募集要項)及び送付先一覧 / (25)機関案内 / (26)入学者の選考要項 / (28)生徒募集の概要がわかる書類 / (31)情報公開の概要がわかる書類
	要件	認26条 認定日本語教育機関は、当該日本語教育課程に係る入学者の募集に当たり、入学を希望する者に対し、日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。）の選択に資する情報の提供を適切な方法により確実に行わなければならない。 【留学】施行通知第4の2（17） 留学のための課程において入学者の募集を行う際は、入学を希望する者に対し、次の事項について適切かつ正確に伝える必要があること。 ①日本語教育課程の目的及び目標 ②入学金、授業料、教材費、施設・設備費等名目の如何を問わず生徒が支払いを求められる費用の種類、金額、支払い時期、支払い方法及び返還のルール ③校舎の所在地、概要及び立地条件 ④機関の設置者の種別（法人（法人種別）又は個人）、沿革及び実績 ⑤入学の条件及び入学者選抜の方法 ⑥寄宿舍の有無並びにその概要及び利用料 ⑦資格外活動のルール等在留資格に関する一般的注意事項 ⑧在学中の一般的な生活費用 ⑨その他入学希望者の参考となる情報
30	項目	入学者の日本語能力等の確認
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認27条 / 【留学】が2(1)(2)
	様式・添付資料	Ⅱ / (24)入学案内(募集要項)及び送付先一覧 / (26)入学者の選考要項 / (27)入学者選考に係る仲介業者等に関する書類
	要件	認27条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、当該日本語教育課程の目的及び目標に応じ、入学を希望する者の日本語能力及び学習意欲を試験その他の適切な方法により、確認しなければならない。 【留学】が2(1)(2) (1)入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）の出願受付時に、学習の継続に必要な経費支弁能力を有することを、適切な方法により直接確認することとし、同能力を有しない者の入学を認めないこと。 (2)入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者その他の留学の準備に関与する者（以下「仲介者等」という。）に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握し、不適切な仲介者等が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこと。

31	項目	修了の要件
	根拠規定	法2条3項2号ハ / 認28条 / 【留学】確2(3)⑥、【就労・生活】確3(3)①/ 【留学】指5-2(9)、【就労】指5-3(9)、【生活】指5-4(9)
	様式・添付資料	10-1 / (29)学則
	要件	認28条 留学のための課程の修了の要件は、七百六十単位時間に修業期間の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することのほか、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語教育機関が定める適切な方法により、生徒の学習の成果を評価しなければならない。 2 就労のための課程及び生活のための課程の修了の要件は、次の各号に掲げる生徒が目標とする日本語能力に応じ、それぞれ当該各号に定める授業時数以上の授業科目を履修することのほか、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語教育機関が定める適切な方法により、生徒の学習の成果を評価しなければならない。 一 他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力百時間 二 基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力二百時間（入学の際現に前号に掲げる日本語能力を有する生徒については、百時間） 三 自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力三百五十時間（入学の際現に第一号又は前号に掲げる日本語能力を有する生徒については、三百五十時間からそれぞれ当該各号に定める授業時数を減じた数） 3 前項の規定にかかわらず、第二十三条第一項の特別の日本語教育課程の修了の要件は、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語教育機関が定める適切な方法により学習の成果を評価しなければならない。 確2(3)⑥ ※【就労・生活】確3(3)①も同文 認定基準第22条や第28条等の授業科目や修了要件に関する基準への適合性の確認は、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」に基づき行うこととする。 【留学】指5-2(9) ○教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、最低授業時数以上の履修状況、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。 ○また、当該教育課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。 【就労・生活】指5-3(9)、指5-4(9) ○ 教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、また、認定基準第23条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じて編成された教育課程の場合についても、個々の学習者（生徒）の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修状況や目標の達成度、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。 ○ また、当該教育課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。

学習上及び生活上の支援体制		
32	項目	学習上の支援体制
	根拠規定	法2条3項2号ニ / 認29条
	様式・添付資料	7
	要件	認29条 認定日本語教育機関は、生徒の母語その他の当該生徒が使用する言語を用いた指導その他の学習の継続が困難である生徒の支援のために必要な体制を整備しなければならない。
33	項目	出席管理体制
	根拠規定	法2条3項2号ニ / 認30条 / 【留学】ガ1
	様式・添付資料	7
	要件	認30条 認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関の設置する日本語教育課程の生徒の出席状況を的確に把握し、及び授業への出席率が低い生徒に対する必要な指導を行うために必要な体制を整備しなければならない。 【留学】ガ1 (1) 生徒の授業への出席率を適確に把握すること。 (2) 1か月の出席率（その月に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいう。以下同じ。）が8割を下回った生徒（疾病その他のやむを得ない事由により欠席した者を除く。）については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行い、その指導の状況を記録すること。 (3) 1か月の出席率が5割を下回った生徒（疾病その他のやむを得ない事由により欠席した者を除く。）については、上記（2）による指導等に加え、当該生徒が資格外活動の許可を受けている場合は当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称を確認し、記録すること。
34	項目	災害等の場合の転学支援等
	根拠規定	法2条3項2号ニ / 認31条
	様式・添付資料	7 / (15) 生徒の学習の継続に必要な措置を講じていることを証する資料
	要件	認31条 認定日本語教育機関は、災害その他の事由により日本語教育を継続することが困難となる事態に備え、転学の支援のための計画の策定その他の当該日本語教育課程の生徒の学習の継続に必要な措置を講じなければならない。
35	項目	生活指導担当者等
	根拠規定	法2条3項2号ニ / 認32条 / 【留学】確2(4)①、【就労・生活】確3(4)①
	様式・添付資料	7
	要件	認32条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関には、教員又は職員の中から、生活指導担当者として生徒の生活指導及び進路指導を行う者を置き、かつ、適切な生活指導、進路指導及び地方公共団体その他の関係機関との連携を行うことができる体制を整備しなければならない。 2 生活指導担当者となることができる者は、生徒の生活指導及び進路指導を行うのに必要な知識及び経験を有する者とする。 3 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、我が国における生活に必要な情報の提供、関係機関との連携その他の生徒の生活上の支援を行うための体制を整備しなければならない。 【留学】確2(4)① 認定基準第32条第1項の「生活指導担当者」については、単に生活指導担当者を定めれば足りるというのではなく、実質的に生活指導や進路指導を行うことのできる体制を整えられているかどうか確認することとする。また、生活指導については、来日して間もないうちから行う必要があることから、適切な生活指導を行う体制といえるためには、生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを確認することとする。

		【就労・生活】確3(4)① 認定基準第32条第3項の「生徒の生活上の支援を行うための体制」については、必ずしも認定機関内部で必要な情報の準備や困難を抱える生徒への支援を実施する必要があるものではなく、行政機関や外部の団体等と連携し、それらの関係機関が作成した情報の提供や、生徒の抱える困難に応じてそれらの関係機関のうち適切なものの窓口を紹介する等の支援を行うための担当部局の設置や責任者の配置等の体制を整備しているか確認することとする。
36	項目	健康診断
	根拠規定	法2条3項2号ニ / 認33条 / 【留学】確2(4)②
	様式・添付資料	7
	要件	認33条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、当該日本語教育課程の生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断その他必要な措置を講じるための体制を整備しなければならない。 【留学】確2(4)② ※【就労・生活】は同旨規定なし 認定基準第33条の「健康診断」等を実施するための体制としては、同条に規定する「生徒の健康の保持増進を図るため」、年1回以上健康診断を実施することとしていることを確認することとする。その際、具体的な検査項目は、各日本語教育機関の判断に委ねられるものであるが、学校における健康診断と同様に生徒の健康管理のために行うものであるので、学校保健安全法施行規則第6条に定められている検査項目に準じて行われることが望ましいとの観点から確認することとする。
37	項目	在留を継続するための支援体制
	根拠規定	法2条3項2号ニ / 認34条 / 【留学】ガ2
	様式・添付資料	7
	要件	認34条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制を整備しなければならない。 【留学】ガ2 ※【就労・生活】は同旨規定なし (1) 入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）の出願受付時に、学習の継続に必要な経費支弁能力を有することを、適切な方法により直接確認することとし、同能力を有しない者の入学を認めないこと。 (2) 入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者その他の留学の準備に関与する者（以下「仲介者等」という。）に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握し、不適切な仲介者等が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこと。 (3) 生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無、当該許可に係る活動の内容及び当該活動を行う本邦の公私の機関の名称を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこと。 (4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）上の許可を受けて同法の定めるところにより手数料又は報酬を受ける場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者等からあっせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこと。 (5) 寄宿舎を置いている場合は、生徒が日常生活を支障なく営むことができる設備を整えること。 (6) 生徒に対し、人権侵害行為を行わないこと。また、法令に違反する行為を唆し、又は手助けしないこと。（注1） (7) 学習活動を適正に行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合には、その状況を是正する措置を適切にとること。 (8) 生徒が退学したとき又は除籍されたときは、各種法令等に従い、適切に報告することとする。 (9) 著しく不適切な在籍管理を行わないこと。

38	項目	事業主等との連携体制	
	根拠規定	法2条3項2号ニ / 認35条 / 【就労】確3(4)②	
	様式・添付資料	7	
	要件	認35条	
		就労のための課程を置く認定日本語教育機関は、外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績に基づいて、それらの者との連携体制を整備しなければならない。	
		【就労】確3(4)② ※【留学】は同旨規定なし。【生活】は次項に掲載。	
39	項目	就労のための課程を置く日本語教育機関について、認定基準第35条の「外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績」については、教育課程の編成のみならず、事業主等から依頼を受けて教員を派遣した実績や、日本語教育と一体的に連携して実施した外国人への就労支援の実績などの実績を有するかについて確認することとする。	
		地方公共団体との連携体制	
		法2条3項2号ニ / 認36条 / 【生活】確3(4)③	
		7	
		認36条	
	要件	生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、地方公共団体その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績に基づいて、それらの者との連携体制を整備しなければならない。	
		【生活】確3(4)③ ※【留学】は同旨規定なし。【就労】は前項に掲載。	
		生活のための課程を置く日本語教育機関について、認定基準第36条の「地方公共団体その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績」については、教育課程の編成のみならず、地方公共団体等から依頼を受けて教員を派遣した実績や、外国人住民へ日本語教育を含めた生活支援を連携して実施した実績などの実績を有するかについて確認することとする。また、地方公共団体自身が日本語教育機関を設置する場合には、当該機関内部の関係部局と日本語教育機関との連携について実績や体制を確認することとする。	

施設及び設備		
40	項目	位置及び環境
	根拠規定	法2条3項2号ロ / 認11条 / 【留学】確2(2)①、【就労・生活】確3(2)①
	様式・添付資料	2 / (16)日本語教育機関までの略図
	要件	認11条
		認定日本語教育機関の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。
		【留学】確2(2)①、【就労・生活】確3(2)①
41	項目	校地
		法2条3項2号ロ / 認12条 / 告2条 / 【留学】確2(2)②、【就労・生活】確3(2)②
		2 / (17)校地・校舎の図面 / (18)不動産登記 / (19)賃貸借契約書
		認12条
		認定日本語教育機関は、校舎その他必要な施設を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。 2 校地は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。

告2条

認定基準第十二条第二項の校地が自己所有であり、かつ、負担附きでないものと同
等と認められる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 校地が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、負
担附きである場合であって、当該負担附きであることにやむを得ない事情があり、か
つ、当該負担が当該設置者の資産状況等からみて当該校地を長期にわたり使用す
る上で支障がなく、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営す
ることに支障がないことが確実であると認められるとき。

二 校地（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又
は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合
その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、認定日本語教育機関の
設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が
校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を受けた
後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期
以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権
又は地上権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地
を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実である
と認められるとき。

三 校地の面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するも
のであり、かつ、その他の部分の校地について、認定日本語教育機関の設置者（当
該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有
者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当
該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年
以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権又は地上権
に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地を使用して当
該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められる
とき。

四 専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定
する専修学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は各種学校（同法第百
三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）
の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けよ
うとするとき。

五 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は
教育機関（学校教育法第一条に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は設
備及び編制に関してこれらに準ずる機関をいう。次条第五号において同じ。）を十年
以上継続して運営する者である場合であって、前四号に掲げる場合と同程度に、当
該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

【留学】確2(2)②、【就労・生活】確3(2)②

認定告示第2条第5号及び第3条第5号に規定する校地や校舎の自己所有の例外
のうち、教育機関を10年以上運営する者について、賃借等による校地や校舎を使用
する場合には、過去10年以上にわたり認定日本語教育機関に相当する実施形態で
教育機関を運営してきた経験を有すること、自己所有しないことの理由、賃借等によ
り校地や校舎を継続して使用できる権利の期間、申請者の資産状況等を踏まえて総
合的にその適正性を確認することとする。

42	項目	校舎
	根拠規定	法2条3項2号ロ / 認13条 / 告3条 / 【留学】確2(2)②③、【就労・生活】確3(2)②③
	様式・添付資料	2 / 9-1 / (17)校地・校舎の図面 / (18)不動産登記 / (19)賃貸借契約書
	要件	認13条 認定日本語教育機関の校舎には、その設置する日本語教育課程の目的、組織及び生徒の数に応じ、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な施設を備えなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関の校舎にあっては、近隣の図書館、学校その他の教育機関又は病院その他の医療機関との連携を図ることにより、生徒の図書の利用又はその健康の保持増進に支障がないと認められるときは、図書室又は保健室を備えないことができる。 2 校舎の面積は、百十五平方メートル以上であり、かつ、当該校舎で同時に授業を行う生徒一人当たり二・三平方メートル以上でなければならない。 3 校舎を複数の場所に設ける場合には、当該校舎を設置する場所は三箇所以内とし、かつ、それぞれの校舎間の距離がおおむね八百メートル以内の位置に配置しなければならない。 4 校舎は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。 告3条 認定基準第十三条第四項の校舎が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認められる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。 一 校舎が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、負担付きである場合であって、当該負担付きであることにやむを得ない事情があり、かつ、当該負担が当該設置者の資産状況等からみて当該校舎を長期にわたり使用する上で支障がなく、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。 二 校舎（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権及び当該賃借権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。 三 校舎の床面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校舎について、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権及び当該賃借権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。 四 専修学校又は各種学校の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。 五 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は教育機関を十年以上継続して運営する者である場合であって、前四号に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。 【留学】確2(2)②、【就労・生活】確3(2)② 認定告示第2条第5号及び第3条第5号に規定する校地や校舎の自己所有の例外のうち、教育機関を10年以上運営する者について、賃借等による校地や校舎を使用する場合には、過去10年以上にわたり認定日本語教育機関に相当する実施形態で教育機関を運営してきた経験を有すること、自己所有しないことの理由、賃借等により校地や校舎を継続して使用できる権利の期間、申請者の資産状況等を踏まえて総合的にその適正性を確認することとする。

		【留学】確2(2)③、【就労・生活】確3(2)③ 認定基準第13条に規定する校舎に備えるべき施設として、トイレには、在籍する生徒数に応じた数の大便器及び小便器を備えるものとし、男女均等に割り振られていることが望ましいとの観点から確認することとする。
43	項目	教室
	根拠規定	法2条3項2号ロ / 認14条 / 【留学】確2(2)④⑤、【就労・生活】確3(2)④⑤
	様式・添付資料	2 / 9-2 / (17)校地・校舎の図面
	要件	認14条 前条第一項の教室は、日本語教育課程の目的、組織及び生徒の数に応じ、必要な数及び環境を備えなければならない。 2 教室には、机、椅子、黒板その他の授業に最低限必要な設備を備えなければならない。 3 教室の面積は、当該教室で同時に授業を行う生徒一人当たり一・五平方メートル以上でなければならない。 【留学】確2(2)④、【就労・生活】確3(2)④ 認定基準第14条第1項の規定する教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のないものではないことについて確認することとする。(次に掲げる場合を除く。) イ 地下の教室であって、からぼりなどにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法（昭和25年法律第201号）第29条に規定する地階の教室としての技術的基準に適合する場合 ロ 窓のない教室であって、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第6条第1項の規定に基づく学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に照らして適切な環境と認められる場合 【留学】確2(2)⑤、【就労・生活】確3(2)⑤ 認定基準第14条第2項に規定する教室に必要な机、椅子、黒板等の設備については、授業に当たり安定的かつ専用で使用できれば、必ずしも自己所有でないものも認めることとして確認することとする。なお、認定基準に例示されている設備について、黒板をホワイトボードで代替するなど、必ずしも例示された通りの設備を求めるのではなく、機能として十分な設備が備わっているかどうかを確認することとする。
44	項目	設備
	根拠規定	法2条3項2号ロ / 認15条
	様式・添付資料	2 / (17)校地・校舎の図面 / (21)設備・備品購入を証明できる書類 / (22)教材等の一覧表
	要件	認15条 認定日本語教育機関は、生徒の数に応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を備えなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、近隣の図書館、学校その他の教育機関との連携を図ることにより、生徒の図書の利用に支障がないと認められるときは、図書を備えないことができる。
45	項目	寄宿舍
	根拠規定	法2条3項2号ロ / 認34条 / 【留学】ガ2(5)
	様式・添付資料	(30)寄宿舍の概要がわかる資料
	要件	認34条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制を整備しなければならない。 【留学】ガ2(5) 寄宿舍を置いている場合は、生徒が日常生活を支障なく営むことができる設備を整えること。